

## 【様式9】

### 企画提案書（危機管理・緊急時対応について）

- 1 個人情報保護のための取組、情報漏洩など個人情報に関する事故が発生した場合の対応について、具体的に記載してください。また、プライバシーマークを取得している場合は、記載欄に沿って取得情報を記載してください。
- 2 本事業の活動中に事故、急病、災害等不測の事態（新型コロナウイルス感染症は除きます。）が発生した場合の対応について、考えられる事態を具体的に想定・例示の上、記載してください。
- 3 コロナ禍における本事業の進め方（事業を継続していくために工夫することなど）について、具体的に記載してください。

【プライバシーマーク登録番号】 \_\_\_\_\_

【プライバシーマーク付与の有効期間】 年 月 日 ~ 年 月 日

- 1 仕様書にある、「港区個人情報保護条例」及び「特記事項」をはじめ、関連法令等を遵守し、「漏らさない」「無くさない」「盗まれない」管理体制を徹底します。個人情報の取扱は事務局に限定して行い、『責任者』を「個人情報管理責任者」として選任します。この責任者の管理の下に、個人情報を取り扱う職員を限定して指名します。また、本法人の個人情報セキュリティを担当する部門（IT室）の監督を受けることで、二重の管理（ダブルチェック）を強化していきます。

#### 【具体的方策】

本法人の個人情報保護に関する取組は、個人情報の定義、保護の対象・管理体制、取扱い等（取得方法、送信・移送、利用・加工、保管、破棄・消去等）について罰則を伴う規定を含めており、懲戒等の処分を盛り込むなど、遵守を徹底させます。職員に、個人情報保護を遵守する「誓約書」に署名することを義務づけています。

以上のことを踏まえて、これを担保するために、以下の取り組みを行います。

#### A. 取り組み

- ・ 業務統括者を「個人情報保護の全体責任者」とし、責任所在を明確にします。
- ・ 個人情報の取扱い担当者を指定（限定）し情報管理責任者を明確にします。
- ・ 「就業規則」に個人情報保護及び職員等の守秘義務の徹底を明記します。
- ・ 個人情報の保管場所へは、担当者以外の者が扱えないようにします。
- ・ 個人情報を扱う書類戸棚には鍵を掛け、パソコンには盜難防止対策をします。
- ・ 個人情報をフラッシュメモリ・USBメモリなどの可搬媒体・記録媒体には保存しません。
- ・ 個人情報を含む書類等の外部への持出しを厳禁します。
- ・ 相談等を受ける場合は、相談場所に留意し、相談記録は要点のみとします。
- ・ 個人情報を収集するときは、使用目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で収集します。
- ・ 個人情報を収集するときは、ご家族や本人から直接収集します。

#### B. 職員・支援者等への啓発

- ・ 個人情報保護に特化した「職員研修」を計画します。
- ・ 支援者・ボランティアに対しても、個人情報保護の重要性を職員と同様に伝えます。
- ・ ケース会議等で、運営上の必要があり受講者の様子等を職員間で情報交換する場合は、事務所内で行います。

#### C. 万が一情報漏洩が発生した場合には、それによって引き起こされる被害を最小限にとどめるために以下の対応をいたします。

- 速やかに責任者への報告をするとともに、不確かな情報に基づく混乱を避けるため、漏洩情報報告書類を用いて、正確な情報の把握と窓口の一元化を行います。
- 紛失・盗難・誤発信等での情報漏洩の場合には、含まれていた情報の把握を行い、予想される二次被害を確認してその被害の拡大に努めます。(警察への届け出、アカウントの停止、パスワードの変更、情報の削除)
- 不正アクセスや不正プログラムなどの情報システムからの漏洩の可能性がある場合には、不用意な操作をせず、システム上に残された証拠を消してしまわないようにし、システム管理者への報告、情報の隔離、ネットワークの遮断等を行います。
- 適切な対応を行うために、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうしたのか）の観点で調査し、情報の整理・確保に努めます。
- 個人情報の漏洩があった場合には、経過も含め本人への通知・お詫びを行い、監督省庁への報告を行います。
- 原因の究明と再発防止策の実現、職員等への再教育を実施します。また必要に応じて漏洩情報による被害の補償等の救済処置を行います。

<補足資料1>個人情報保護に関する基本方針（1ページ）

<補足資料2>個人情報管理規定（6ページ）

## 2 事故・疾病時対応は、対象者の安全安定確保、二次災害防止を最優先し、以下の通り行います。

- 事故疾病時は必ず原簿にて健康面(持病、服薬、アレルギー等)を確認します。原則として、看護師または看護師の指示を受けた職員が処置を行います。処置を行う場合には、全て内容を記録に残し、状況に応じて保護者と港区へ報告をします。軽い擦過傷等の専門的な知識が必要ない処置の場合には看護師以外の支援者も対応します。
- 天災の場合には、必要と判断すれば活動地から最寄りの一時指定避難所へ移動します。保護者への現地状況の報告は、災害伝言ダイヤル等を事前に案内をし、活用します。

<補足資料3>野外プログラム事故・疾病時の対応策標準（レベル別対応）（1ページ）

## 3 仕様書にある新型コロナウィルス(以下感染症)感染症対策に則り活動を行います。その上で、事業を継続していくために以下の対応をいたします。

- 職員は様式6で述べた通りのバックアップ体制を整え、進行に支障が出ないように臨みます。
- 通常活動については、万が一担当講師が急病等で不在の場合にも滞りなく活動できるよう、職員と講師との打合せ等で内容を十分に理解します。必要に応じ他の講師にも協力を要請します。
- 実施内容や使用施設については感染状況に応じて、港区と相談をしながら決定していきます。
- 宿泊では、各部屋の定員、入浴や食事の環境整備の詳細について宿泊先のガイドラインと照合し、綿密に打ち合わせます。また常に改善策を検討します。
- 日本バス協会、全国旅行業協会の策定した感染症ガイドラインを遵守しているバスを利用します。
- 宿泊先で感染症の疑いがある者が発生した場合は一時的に隔離し滞在する個室を確保します。
- コロナの可能性がある症状（体調不良）が出た場合、当法人から参加者の緊急連絡先へ連絡し、12時間以内に現地にてピックアップを要請します。お迎えを原則としますが、それが困難な場合には、別途相談の上、帰宅方法を検討します。
- 支援者を含め陽性者がいる場合には保健所等の指示に従って対応します。
- 濃厚接触者の疑いがある方には、感染症拡大防止の観点のみで連絡をし、感染者が特定されないよう個人情報には十分留意します。